

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1700046号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（国）第1700012号

第1 結論

平成3年8月から平成4年3月までの請求期間及び同年5月から平成18年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏　　名　：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和40年生

住　　所　：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成3年8月から平成4年3月まで
② 平成4年5月から平成18年4月まで

私は、平成3年8月に会社を退職し、2か月後の同年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、平成4年2月にB市C区に転居した。国民年金保険料については、平成5年11月までは一人分を、妻が会社を退職した同年12月からは夫婦二人分を私が毎月、金融機関の窓口で納付書により納付していた。私の国民年金保険料を納付した期間が1か月のみになっており、請求期間①及び②が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市は、請求者の国民年金の加入記録については確認できないと回答している上、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成4年2月頃と推認され、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、平成5年11月までは一人分を、同年12月からは夫婦二人分を毎月、金融機関の窓口で納付していたと主張する以外に、具体的な納付場所、納付書及び領収書の様式の記憶が明確ではないことから、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、B市の請求期間当時の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表において、平成4年4月以外の納付記録は確認できない。

加えて、請求期間①及び②は、合計176月と長期に及んでいる上、複数の行政機関において複数年度にわたり納付記録が欠落することは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してい

たとする妻についても、請求期間①及び②は国民年金に加入しておらず、保険料を納付するこ
とはできない期間であることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の記号番
号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年
金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の記号番号が払い出さ
れていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等) がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ
せる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が
請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700047号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700013号

第1 結論

平成5年12月から平成18年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年12月から平成18年4月まで

私が会社を退職した後の平成6年1月頃に、夫がA市B区役所で、私の厚生年金保険からの切替えに伴う国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、夫が毎月、夫婦二人分を金融機関の窓口で納付していた。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫が自身の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、夫が夫婦二人分を毎月、金融機関の窓口で納付していたと主張しているが、A市は、請求者の国民年金の加入記録については確認できないと回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、区役所で妻の加入手続をし、毎月、金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していたと主張する以外に、年金手帳の交付、具体的な納付場所等の記憶が明確ではないことから、請求期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700066号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年8月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成4年8月30日となっている。しかし、私は、平成4年8月31日まで勤務し、同日付けで退職したので、調査の上、同年9月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成4年8月31日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成4年8月29日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社において、請求期間前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したもの、請求者の請求期間における勤務実態について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社の現在の事業主は、「請求者の請求期間における在籍及び保険料控除について、当時の資料を保管していないため不明である。」と回答している上、請求者は、請求期間における給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700054号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700076号

第1 結論

請求期間のうち、昭和24年7月20日から同年9月5日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和24年9月5日から同年10月8日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和25年6月13日から同年7月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Cにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和26年5月17日から同年6月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Dにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和27年3月11日から同年5月27日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Eにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和28年10月21日から同年12月20日までの期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和24年7月20日から同年9月5日まで
② 昭和24年9月5日から同年10月8日まで

- ③ 昭和 25 年 6 月 13 日から同年 7 月 1 日まで
- ④ 昭和 26 年 5 月 17 日から同年 6 月 1 日まで
- ⑤ 昭和 27 年 3 月 11 日から同年 5 月 27 日まで
- ⑥ 昭和 28 年 10 月 21 日から同年 12 月 20 日まで

夫（訂正請求記録の対象者）の船員手帳には、請求期間①については、A 氏が所有する F 船舶、請求期間②については、B 氏が所有する F 船舶、請求期間③については、G 氏が所有する H 船舶、請求期間④については、D 氏が所有する I 船舶、請求期間⑤については、E 氏が所有する J 船舶、請求期間⑥については、A 氏が所有する K 船舶に乗船したことが記載されているが、請求期間①から⑥までの船員保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①から⑥までを船員保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者 A に、昭和 24 年 7 月 9 日に雇入れされ、同年 9 月 5 日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿によると、同船舶所有者は、昭和 24 年 7 月 20 日に船員保険適用船舶所有者ではなくなり、再度、船員保険適用船舶所有者になったのは同年 10 月 8 日であることが確認できることから、請求期間①において、同船舶所有者は、船員保険適用船舶所有者ではなかったことが確認できる。

また、前記の船員保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同日（昭和 24 年 7 月 20 日）に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる被保険者のうち、連絡先が判明した同僚 2 名に照会し、そのうち 1 名から、訂正請求記録の対象者と一緒に乗船していたとの回答を得たところ、当該同僚から提出された船員手帳によると、当該同僚の船舶所有者 A における雇止年月日は、訂正請求記録の対象者と同日である昭和 24 年 9 月 5 日であることが確認できる。

さらに、前記の同僚は、船員保険料は、毎月控除されずに下船時に支給された報酬から、まとめて引かれていたため、船員保険料の給与からの控除について詳しい内容は分からないと陳述している。

加えて、船舶所有者の A 氏の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者 B に、昭和 24 年 9 月 5 日に雇入れされ、昭和 25 年 5 月 8 日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿によると、同船舶所有者は、昭和 24 年 10 月 8 日に船員保険適用船舶所有者となっていることが確認できることから、請求期間②において、同船舶所有者は、船員保険適用船舶所有者ではなかったことが確認できる。

また、前記の船員保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同日である昭和 24 年 10 月 8 日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出された船員手帳によると、船舶所有者 B における雇入年月日は、訂正請求記録の対象者と同日である同年 9 月 5 日であることが確認できる。

さらに、前記の同僚は、船員保険料は、毎月控除されずに下船時に支給された報酬から、まとめて引かれていたため、給与からの船員保険料の控除についての詳しい内容は分からないと陳述している。

加えて、船舶所有者の B 氏の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者 G (H 船舶) に、昭和 25 年 6 月 13 日に雇入れされ、昭和 26 年 4 月 5 日に雇止めされていることが確認できる。

一方、船舶所有者 C に係る船員保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者は、前記の船員手帳で確認できる雇入期間を含む昭和 25 年 7 月 1 日から昭和 26 年 4 月 6 日までの期間において、前記の船舶所有者とは異なるものの、船舶所有者 C における同じ船舶 (H 船舶) において船員保険被保険者として記録されていることが確認できることから、当該名簿において、請求期間③に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した同僚 2 名に照会し、1 名から回答を得たが、当該同僚は、訂正請求記録の対象者を知らない旨回答している。

また、前記の船員手帳及び船員保険被保険者名簿において確認できる船舶所有者 (G 氏及び C 氏) の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

4 請求期間④について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者 D に、昭和 26 年 5 月 17 日に雇入れされ、同年 9 月 27 日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 D に係る船員保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同日 (昭和 26 年 6 月 1 日) に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、連絡先が判明した同僚 4 名に照会したところ、回答が得られた 2 名は、いずれも訂正請求記録の対象者を知らない旨回答している。

また、前記の同僚 2 名のうち 1 名から提出された船員手帳 (写) によると、船舶所有者 D における雇入年月日は昭和 26 年 5 月 21 日であるのに対し、同船舶所有者における船員保険の被保険者資格を同年 6 月 1 日に取得していることについて、当該同僚は、船員として雇い入れられた日に船員保険の被保険者資格取得の手続は行われておらず、雇入日からしばらく経過した日に同手續が行われていたため、船員手帳の雇入日と船員保険の被保険者資格取得日は一致しない旨陳述している。

さらに、船舶所有者の D 氏の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

5 請求期間⑤について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者Eに、昭和27年3月11日に雇入れされ、同年5月26日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者Eに係る船員保険被保険者名簿において、請求期間⑤に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した同僚2名に照会したところ、回答が得られた2名は、訂正請求記録の対象者を知らない旨回答している。

また、前記の同僚照会に対して回答が得られた2名のうち、1名から提出された船員手帳に記載されている雇入期間（昭和26年7月6日から昭和28年8月31日まで）に対し、当該同僚の船員保険の被保険者期間は、2回の被保険者期間（i）昭和26年8月12日から昭和27年3月29日まで、ii）昭和27年8月1日から昭和28年9月25日まで）に分かれている上、請求期間⑤とほぼ同じ期間を含む約4か月間（昭和27年3月29日から同年8月1日まで）の被保険者記録が確認できないことから判断すると、請求期間⑤当時、船舶所有者Eは、必ずしも、船員の雇入期間に応じて、船員保険の被保険者資格取得及び同喪失の手続を行っていないことがうかがえる。

さらに、船舶所有者のE氏の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、前記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない上、訂正請求記録の対象者の船員保険被保険者台帳に、船舶所有者Eに係る船員保険被保険者記録は確認できない。

6 請求期間⑥について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者Aに、昭和28年10月21日に雇入れされ、昭和29年1月13日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、請求期間⑥に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した同僚1名に照会し、当該同僚から自身の船員手帳の提出があったところ、当該同僚の船舶所有者Aにおける雇入日は昭和28年8月14日であることが確認できるが、前記の船員保険被保険者名簿によると、当該同僚の同船舶所有者における船員保険被保険者資格取得日は、訂正請求記録の対象者と同様、雇入日から約2か月後の同年10月15日であることが確認できることから判断すると、昭和28年当時、船舶所有者Aは、必ずしも、船員の雇入期間に応じて、船員保険の被保険者資格取得の手続を行っていないことがうかがえる。

また、船舶所有者のA氏の連絡先が確認できることから、訂正請求記録の対象者の船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

7 このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等の資料を所持していない上、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑥までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険

の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。